特別養護老人ホーム　りんごの郷

指　定　介　護　短　期　入　所

指定介護予防短期入所生活介護

運営規程

特別養護老人ホームりんごの郷

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護運営規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人ジェイエー長野会が開設する指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホームりんごの郷」（以下「施設」という。）が実施する指定短期入所生活介護事業または介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適切な運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営をはかることを目的とする。

（運営方針）

第２条　短期入所生活介護または介護予防短期入所生活介護の運営方針は、次のとおりとする。

（１）　短期入所生活介護または、介護予防短期入所生活介護計画に基づき、可能な限り自立した日常生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談、援助、社会生活上の便宜の提供、その他の日常生活上の支援および機能訓練、健康管理、療養上の世話を行い、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう目指すものとする。

（２）　利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って短期入所生活介護または介護予防短期生活介護サービスを提供するよう努めるものとする。

（３）　明るく家庭的な雰囲気の中で地域や家庭との結びつきや、世帯間交流を重視した運営を行い、県、市町村、地域包括センター、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、福祉サービスの提供者との連携に努めるものとする。

（４）　介護予防サービスに関する事項

イ　介護予防サービスを提供する際の方針

・ 利用者の心身機能の改善、環境整備等を通じて、利用者の自立を支援し生活の質を向上に資するサービス提供を行う。
・ 利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行う。
・ 利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う。

ロ　実施手順に関する具体的方針

・ サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握する。
・ 個々のサービスの目標、内容、実施機関を定めた個別計画を作成する。
・ 個別計画の作成後、個別生活の実施状況の把握(モニタリング)をする。
・ モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告する。

ハ　個別サービス事項

・ 有効性の確認等

運動器の機能向上、栄養改善または口腔機能の向上については、国内外

の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

ニ　安全管理体制の確保

・サービス提供に当たっての安全管理体制を確保する。

（事業所の名称及び事業実施区域）

第３条　事業所の名称､及び所在地､通常の実施区域は次のとおり。

１　名称　　特別養護老人ホームりんごの郷

２　所在地　　長野県長野市大字穂保字町裏２０７番１

３　実施区域　長野市（第一・第二・第三・第四・第五・浅川、若槻、吉田、三輪、芹田、古牧、安茂里の一部、古里、大豆島、朝陽、柳原、長沼、豊野、若穂、真島町、青木島町)、須坂市、小布施町、中野市、飯綱町、信濃町、山ノ内町、高山村

（職種･員数･職務）

第４条　従業者の種類･員数及び職務内容は次とする。（特別養護老人ホームりんごの郷と兼務する）

１　管理者

（１）管理者は､従業者及び業務の管理を一元的に行うと共に､本規程を遵守させるための必要な指揮命令を行う。　　１名おく。

２　医師

（１）医師は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。　　１名以上おく。

３　生活相談員

（１）生活相談員は、利用者の日常生活全般を把握し、その相談に適切に応じると共に、必要な助言その他の援助を行う。　　１名おく。

４　介護職員及び看護職員

（１）常勤換算で３０名以上を配置する。（介護職員　２７名以上　看護職員３名以上）

（２）看護職員は、利用者の健康状況に注意し、健康保持のための看護に当たる。

（３）介護職員は､（介護予防）短期入所生活介護計画に基づき、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の介護・介助にあたる。

５　管理栄養士

（１）管理栄養士は、利用者の嗜好を考慮した食事提供を立案し食品衛生管理も行う。　　１名おく。

６　機能訓練指導員

（１）機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を考慮して、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またはその減退を防止するための機能訓練を行う。　　１名おく。

７　介護支援専門員

（１）介護支援専門員は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、（介護予防）短期入所生活介護計画に基づいて支援する。　１名おく。

８　事務員等その他の従事者

（１）　事業所の運営に必要な適正数を配置する。

（利用定員）

第５条　利用者の定員は１２名とする。

（短期入所生活介護または介護予防短期入所生活介護サービスの内容）

第６条　短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービス内容は次のとおりとする。

１　利用者の自立の支援と日常生活上の援助

（１）　入浴の介助　　入浴または清拭

（２）　排泄の介助　　排泄の自立に向けて必要な援助及びオムツの交換

（３）　日常生活上の世話、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話

２　食事の提供

（１）　栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮し、利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して行うようにする。

（２）　配膳時間　朝食　７：３０　昼食　１２：００　夕食　１８：００

３　機能訓練

（１）　利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持のための機能訓練を行う。

４　健康管理

（１）　医師または看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

５　相談及び援助

（１）　利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、利用者またはその家族の相談に応じるとともに、必要な助言、援助を行う。

６　その他のサービスの提供

利用者のための教養娯楽設備を整えるほか、レクリエーション行事を適宜に行う。

（利用料等）

第７条　本事業の利用料は介護報酬の告示上の額とし、提供する指定短期入所生活介護サービスまたは介護予防短期入所生活介護のサービスが法定代理受領サービスであるときは、保険者の定める利用者負担割合の額とする。

２　前項のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

（１）滞在費　　多床室　　日額　　８５５円

　　個　室　　日額　１，１７１円

（２）食費に係る費用負担　　日額　１，５００円
（食費の内訳は、朝食３００円　昼食７００円　夕食５００円）
ただし、被保険者第１段階から第３段階の利用者については負担上限額内で徴収する。
（３）特別な食事　　実費
（４）クラブ活動、レクリエーション、行事参加費など　　実費
（５）送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く）　　実費
（６）前各号に掲げるものの他、(介護予防）短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要なものに係る費用であって、その利用
者に負担させることが適当と認められる費用　　実費

３　前項の費用に係わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、文書により利用者の同意を得る。

（身体拘束の説明と同意）

第８条　施設は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は、Ｙ字型ベルトをつける、ベッド柵を４本つけることがあります。緊急で実施した場合は、速やかに家族に連絡･説明･同意を得るものとする。

（緊急時における対応）

第９条　利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに医師または協力病院への連絡を行う等、必要な措置を講じるものとする。

（非常災害対策）

第１０条　非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（利用者への同意）

第１１条　サービス提供の開始に際して、あらかじめ利用者またはその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体系、その他必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、文書により利用者の同意を得る。

（サービス提供困難時の対応）

第１２条　当該事業所の事業において、自ら適切な指定（介護予防）短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合には、居宅介護支援事業者に連絡を行い、または適切な事業者を紹介する等、必要な措置を迅速かつ適正に講じるものとする。

（受給資格者の確認）

第１３条　指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険証により、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認する。認定審査会の意見等が記載されている場合は、その指示に従ってサービスを提供する。

②　利用者が介護認定を受けていない場合は、利用者の意向を踏まえて申請の援助を行う。

（居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供）

第１４条　利用者の居宅サービス計画等が策定されている場合は、その計画に沿ってサービス提供する。

②　利用者が居宅サービス計画等の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者に連絡する等の必要な援助を行う。

③　利用者が居宅サービス計画等を作成していない際は、利用者が計画できるよう居宅介護支援事業者の情報を提供する等の援助を行う。

（短期入所生活介護または介護予防短期入所生活介護計画の作成）

第１５条　介護支援専門員は、利用者の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、援助の目標並びに具体的なサービス内容を記載した計画書を作成し、利用者またはその家族に説明する。

②　計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画等が作成されている場合には、その内容に沿って作成する。

（サービス提供記録の記載）

第１６条　指定（介護予防）短期入所生活介護を提供した際には、記録書に提供日、内容を記載する。

（利用者に関する市町村への通知）

第１７条　利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、意見を付して市町村に通知する。

１　正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

２　偽りその他の不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。

（研修の確保）

第１８条　従業者の資質向上のために、年１回以上研修を行う。

（衛生管理）

第１９条　利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲料水については、衛

生上必要な措置を講じるものとする。

② 施設において感染症が発生し、また蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。

③ 従業者の清潔保持及び健康状態の管理のために、採用時、採用後は毎年１回健康診断を受けるものとする。なお、夜勤に従事する者は６月以内ごとに１回実施しなければならない。

（秘密の保持等）

第２０条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

② サービス担当者会議等において、利用者、その家族の情報を用いる場合は、あらかじめ同意を文書により得る。

③ 従業者でなくなった後においても、正当な理由がなく、利用者、その家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

（掲示、広報）

第２１条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制等の重要事項を掲示する。

② 本事業については、事実に基づき広報することができる。

（苦情処理）

第２２条 利用者からの苦情には迅速かつ適切に対応する。また利用者の苦情に関して、市町村、国民健康保険団体連合会から質問･調査がある場合は協力すると共に、指導、助言がある場合は必要な改善を行う。

（事故発生時の対応）

第２３条 事業者は利用者に対し、サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに家族等に連絡すると共に必要な処置を行う。

（損害賠償）

第２４条 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が生じた場合は、損害賠償を行うものとする。

（経理区分）

第２５条 この事業の経理処理は、他の事業と区分して経理する。

（記録の保存）

第２６条 設備、備品、従業者及び会計に関する諸記録を整備すると共に、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存する。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第２７条　利用者がサービスの提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

（１）利用者は施設の規律を守り、喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。

（２）利用者は施設の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。

（３）利用者は火気の取扱いに注意しなければならない。

（４）利用者は施設の安全衛生を害する行為をしてはならない。

（虐待防止に向けた体制等）

第２８条　管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

（１）施設では、虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を設け定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

（２）虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。

（３）職員は、年２回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

２　虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

（規程の改廃）

第２９条　本規程の改廃は施設の管理者が決定する。

附　　則

この規程は、平成１４年１２月１０日より実施する。

附　　則

この規程は、平成１５年１月６日より実施する。

附　　則

この規程は、平成１６年２月５日より実施する。

附　　則

この規程は、平成１６年４月１日より実施する。

附　　則

この規程は、平成１７年５月１日より実施する。

附　　則

この規程は、平成１７年 10 月１日より実施する。

附　　則

この規程は、平成１８年４月１日より実施する。

附　　則

この規程は、平成２２年９月１日より実施する。

附　　則

この規程は、平成２７年４月１日より実施する。

附　　則

この規程は、平成２７年８月１日より実施する。

附　　則

この規程は、平成２９年３月１日より実施する。

附　　則

この規程は、平成３１年４月１日より実施する。

附　　則

この規程は、令和３年８月１日より実施する。

附　　則

この規程は、令和６年２月１日より実施する。